

令和 2 年度農林水産省

「植物品種等海外流出防止総合対策委託事業

（東アジア植物品種保護フォーラムの運営）」

令和 2 年度

植物品種等海外流出防止総合対策委託事業 （東アジア植物品種保護フォーラムの運営）

報告書

令和 3 年 3 月

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）

目次

令和2年度植物品種等海外流出防止総合対策委託事業(東アジア植物品種保護フォーラムの運営)報告

1. はじめに	1
2. 事業の背景及び目的	1
3. 各国の PVP 制度整備・運用状況概要	1
4. 委託事業の実施方針	3
5. 事業の経過及び結果	4

【別紙】

(1) EAPVP フォーラム第13回本会合の開催(2020年11月)

① アジェンダ	7
② 参加者	8
③ 報告概要	11
④ 植物品種保護に関する国際セミナー報告	12
⑤ 採択された協力活動案	15
⑥ 地域協力活動の進捗報告	16
⑦ 写真	27

(2) 10年戦略及び各国個別戦略に沿った協力活動の推進

① 各国個別活動

ア ベトナム ニガウリのオンライン DUS 研修(2021年1月)

(a) 日程	29
(b) 参加者	30
(c) 報告概要	33
(d) 写真	35

イ インドネシア トウモロコシのオンライン DUS 研修(2021年2月)

(a) 日程	36
(b) 参加者	37
(c) 報告概要	40
(d) 写真	43

② 地域協力活動

ア 第4回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト 会合報告(2020年7月/オンライン)	45
--	----

イ 第5回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト 会合報告(2020年11月/オンライン)	50
---	----

ウ 第6回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト 会合報告（2021年3月／オンライン）	55
③ UPOV TG 等翻訳・印刷製本支援	
(a) 概要	61
(b) 支援内容	61
(c) 作成された「UPOV TG 1/3」及び「写真の撮り方マニュアル」	61
④ 各国のPVP制度に関する文献調査	
(a) 概要	63
(b) 今年度翻訳を行った文献	63
(3) ホームページの管理	65
(4) 検討委員会の設置と運営	
① 検討委員会委員名簿	67
② 検討委員会開催概要	68

令和 2 年度植物品種等海外流出防止総合対策委託事業 (東アジア植物品種保護フォーラムの運営) 報告書

1. はじめに

本報告書は、農林水産省が行った公募による委託事業「令和 2 年度植物品種等海外流出防止総合対策委託事業（東アジア植物品種保護フォーラムの運営）」を（公社）農林水産・食品産業技術振興協会が受託して実施した事業の経過及び結果をまとめたものである。

2. 事業の背景及び目的

農林水産省は、平成 20 年度以降、日本、ASEAN 諸国、中国及び韓国（以下「構成国」という。）から成る「東アジア植物品種保護フォーラム」（以下「フォーラム」という。）の下、各国における植物品種保護（Plant Variety Protection 以下「PVP」という。）制度の整備・充実を促進するための人材育成や意識啓発等の協力活動を行ってきた。この結果、2017 年 10 月 26 日にジュネーブ（スイス）で開催された UPOV 第 51 回理事会において、ブルネイとミャンマーの植物品種保護法（ミャンマーは法案）について、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）との適合性が認められるなど、各国における取組の成果が現れてきたところである（ミャンマーは、2019 年 11 月に法律の条約との整合性が承認）。両国は、今後、それぞれの国で国内手続及び条約批准書の寄託がされれば、正式な UPOV 加盟国となる。

しかし、依然として PVP 制度の運営が行われていない国、運営は行われているが、植物新品種保護国際条約への準拠が十分でなく、当該国際条約への加盟を果たしていない国が残されている。また、PVP 制度の運用が国相互で必ずしも十分に調和しておらず、効率的に植物品種の審査が行われていない。

こうした状況の下、今後 10 年のフォーラム活動を戦略的に展開すべく、第 11 回フォーラム本会合において、①各国による UPOV 条約に即した PVP 制度の強化及び②出願・審査手順の地域調和メカニズムの構築、を共通方針とする「10 年戦略」が採択された。

このため、我が国で育成された新品種が東アジア各国で適切に保護されるための環境整備を行うことを目的とし、これまでに培われてきた機運をさらに醸成しつつフォーラムを戦略的に展開した。具体的には、各国の技術面、政策面の障害や政策決定のメカニズムを包括的に調査した上で PVP 制度の整備と相互調和に向けて有効かつ効率的であり、かつ、我が国の政策とも整合的な相互の協力活動を推進した。

3. 各国の PVP 制度整備・運用状況概要

(1) 加盟国における動き

ベトナムは、UPOV 加盟から 10 年経ち、2016 年 12 月 24 日に、保護の対象植物を、116 種類から、全ての種類に拡大した。現在、自家増殖の制限等品種保護制度のさらなる強化を図るために知的財産法の改正作業を行っているところである。

韓国は、UPOV 加盟から 10 年の 2012 年 1 月に保護の対象をすべての種類に拡大し、2013 年に法律を改正し、担当組織も再編し、ソウル近郊の安養（アニョン）から、韓国中部の慶尚北道金泉（キムチョン）に移転した。法律は、従来の種苗産業法から種子法部分を分離し、植物新品種保護法として、独立させた。韓国は法第 57 条第 2 項により、自家増殖に育成者権は及ばないこととしているが、現在その範囲を制限する（自

家増殖を禁止する種類を指定する) ことを検討している。

中国は、2016 年度に審査期間の短縮を図り、登録品種数を大幅に伸ばした。また、農業農村部(旧農業部)、国家林業草原局(旧国家林業局)ともに代理人の指定を廃止し、自由化した。さらに、2017 年 4 月 1 日からは、出願費、登録費等品種保護に係るすべての官費が免除されるようになった。保護対象植物の数は順次拡大しており、2019 年 2 月に 53 種類の植物を保護対象リストに追加するとともに、EU 等との審査協力を開始した。また、すべての植物の種類を保護の対象にすること、収穫物まで育成者権を及ぼすこと、従属品種の規定の導入、保護の期間の延長、自家増殖に量的な枠を設けるなどを主な改正点とし、1991 年の新条約に移行するのではなく、旧条約のままで保護のレベルを新条約の水準に引き上げる内容の条例改正の手続きを始めた。2019 年に農業農村部及び国家林業草原局が、あらゆる分野からの意見を募り、最終的に「中華人民共和国植物新品種保護条例(改訂草案)」を制定し、国務院の審議に報告した。現在、関係部門が「条例」改定作業を推進しているものの、まだ改正には至っていない。

(2) 法律は整備されたが規則の制定及び制度の運用は行われていない国

① ブルネイは、2015 年 4 月 13 日に 1991 年条約に準拠して「植物品種保護令」を作成し、さらに、2016 年 1 月 25 日に「植物品種保護令」を改正し、2017 年の UPOV 理事会において UPOV 条約との適合性が認められた。まだ、制度の運用は始まっておらず、現在、DUS 審査体制の整備が進められている。UPOV 加盟のために残された手続きは、加入書を UPOV に寄託することのみである。当初は、2018 年前半を目指していたが、内閣改造の影響で遅れ、その後 2019 年 3 月末を目指したが、2021 年 3 月時点で手続きは終了していない。2019 年 11 月に担当当局が、検事総局(Attorney General Chamber)に移行した。

② ミャンマーは 2016 年 1 月 20 日に制定した「植物新品種保護法」を改正し、2017 年の UPOV 理事会において、改正法案の UPOV 条約との適合性が認められ、さらに、2019 年 11 月には、UPOV 理事会で修正法と条約との整合性が再確認された。また、2019 年 1 月には、主要作物の標準品種データベース構築ワークショップを開催し、標準品種の選定方法等について研修が行われた。今後、最初の審査基準としてイネ、トウモロコシ等の基準(テストガイドライン)を作成し、現在、17 品種のテストが実施されている。

(3) 品種保護制度を運営している国で、UPOV 条約に準拠した法令改正及び UPOV への加盟準備を開始している国

マレーシアは、2004 年に「植物新品種保護法」を制定し、2007 年に施行し、2008 年から品種保護制度を運用していたが、「農家、地域コミュニティもしくは先住民が育成し又は発見かつ完成させた植物品種」についても新品種として保護する規定が含まれているなど、UPOV 条約との整合性がとれていないため、UPOV に加盟できない状況にあった。

その後、2015 年 12 月から 1991 年条約に合わせて法律改正の作業を進め、上記の規定も切り離して別の法律(生物多様性条約の国内法)に入れる方針とのことである。さらに、2016 年には全国 4 か所に栽培試験センターを設置し、自前の栽培試験を開始し

た。従来は、他国で実施された審査報告書を利用する審査協力と育成者のほ場で栽培試験を実施する現地調査方式で審査を実施していたが、本フォーラムの協力活動等を通じて、審査技術等の向上が図られた成果と考えられる。

(4) UPOV 条約に準拠した法律は作成されたが、UPOV の審査が終了していない国

① カンボジアでは、2008 年 5 月 20 日に植物の新品種の保護に関する UPOV モデル法に準拠した「種子管理及び植物育成者権法」が作成された。現在 UPOV の法律作成支援を活用している。まだ、規則は作成されておらず、DUS 審査体制についても検討中で、制度の運用は行われていない。2020 年 1 月に農林水産省農業総局の中に PVP も担当する種子部が新たに設置され、担当官も新たに配置された。

② ラオスでは、2011 年 12 月 20 日に特許法が改正され、第 4 章に UPOV のモデル法に準拠した「植物新品種」の規定が追加された。しかし、特許法の植物新品種関連規則は制定されておらず、DUS 審査体制についても検討中で、制度の運用は行われていない。今後のステップについて、UPOV と協議中である。2018 年 12 月に UPOV 条約に基づく植物品種保護の国内啓発セミナーが開催され、PVP の重要性を認識するとともに、UPOV についてさらに理解を深めたいという意向が示された。

(5) UPOV 条約と整合しない国内法による制度運用が行われている国

ア タイでは 2019 年 1 月、商務省が農業局（DOA）と共同で、UPOV 加盟に慎重な全国農業者評議会（National Farmers Council）の代表に、ベトナムを訪問し、UPOV 加盟後のベトナム農業の発展状況を直接視察する機会が設けられた。2019 年に総選挙があり、省として UPOV 加盟に関する決定は行われていない。本事業によるセミナー等の開催を通じて、これらの国々においても、PVP 関係者のみならず種苗会社や育成者の意識は高まってきている。

イ インドネシアでは、UPOV 加盟に向けた品種保護法の改正が National Legislation Program 2020-2024 に登録されたが、法律改正には強い政治的な意思が必要とされている。

ウ フィリピンでは第 11 回フォーラム本会合の際に UPOV 加盟に向けての積極的な姿勢が示されたが、具体的な対応には至っていない。

4. 委託事業の実施方針

(1) 東アジア植物品種保護（EAPVP）フォーラム第 13 回本会合等の開催

ホスト国（ベトナム）と協力し、また担当職員と協議の上、「東アジア植物品種保護フォーラム第 13 回本会合」のスケジュール及び内容を固め、ホスト国と協力して一連の会合をオンラインで開催した。また、実施に当たってはホスト国と調整の上、各国との連絡調整等のサポートを行った。

さらに、UPOV、UPOV 加盟国・地域及び種苗関係国際機関等と協力し、UPOV 条約

に基づく多様な選択肢や解決策の提案を行うなど、効果的な事業実施に努めた。

(2) フォーラム 10 年戦略に即した PVP 制度の運営に向けた協力活動の推進

第 11 回本会合で合意された 10 年戦略を踏まえ、各国から出された提案及び (1) のフォーラム本会合での審議結果を考慮しつつ、農林水産省及び各協力活動の提案国等と協議し、UPOV 加盟国等とも協力して協力活動を、コロナ禍の下ではあったがオンライン等で実施した。具体的には、(1) のフォーラム本会合で合意された協力活動のうち、各国の協力活動として、ベトナムのニガウリの DUS 研修、インドネシアのトウモロコシの DUS 研修を、オンラインで、他のメンバー国の参加も得て行った。また、DUS テストに係る職員の技術向上に資するため、UPOV TG1/3 及び農林水産省が作成した写真撮影マニュアルを必要に応じて現地語に翻訳し、印刷して関係者に配布した。さらに、地域協力活動として、東アジア品種保護フォーラム (EAPVP Forum) の下で PVP プラットフォーム (e-PVP Asia) を設立するための会合を開催した。

なお、協力活動の効果的な実施のために、各国の PVP 制度に関する法令等の基本情報や課題の調査を、文献調査や現地での聴き取り調査等により実施し、日本語への翻訳を含め、必要な情報を整理した。

(3) ウェブサイトの運営管理

ウェブサイトの運営管理については、収集した情報を整理し、迅速な情報提供を行った。また、各国の担当窓口等に関する情報を最新版に更新し、各国の最新の PVP 関連情報を収集し、掲載するなど、フォーラム構成国の要望を踏まえつつ、掲載情報の更なる充実を図った。

(4) 検討委員会の開催

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、知的財産権法や育種分野の専門家を含む 6 名の国内有識者で構成される検討委員会を設置し、事業内容を踏まえ、戦略的な実施方針案を作成した。また、事業結果のとりまとめを行った。検討委員会は 3 回開催し、合意事項を記録した結果概要を作成した。

5. 事業の経過及び結果

(1) EAPVP フォーラム第 13 回本会合の開催

2020 年 11 月 25 日にベトナムをホスト国とし、東アジア植物品種保護フォーラムメンバー国 13 か国の代表、ゲストとして UPOV、CPVO、GNIS、Naktuinbouw 等が参加して EAPVP フォーラム第 13 回本会合がオンラインにて開催された。本年度の協力活動の実施については、新型コロナウイルスの影響で本会合の開催が遅れたことから、各国担当者と事前にメールにより協議し、提案内容を調整した。

会合では、UPOV の現況についての報告、2019-2020 年協力活動報告、各メンバー国より更新した各国実施戦略(IIS)とともに協力活動案の発表、地域協力活動(パイロットプロジェクト)の進捗報告、2020-2021 年協力活動の採択がなされた。

各国からの協力活動要請のうち、インドネシアが時期的に難しいとして要請を取り下げた。採択された実施規則に沿って各国からの協力活動要請を検討した結果、本年度の要請

案件は、取り下げられたインドネシアの要請を除き、すべて採択された。また、次年度の第14回フォーラム本会合は、ブルネイで開催されることが決定された。本会合の翌日、植物品種保護に関する国際セミナーがオンラインで開催された。

(2) フォーラム10年戦略に沿ったPVP制度の運営に向けた協力活動の推進

① 各国個別活動

ア ベトナム ニガウリのオンラインDUSテスト研修

2021年1月19日(火)、20日(水)に、ベトナム主催でオンラインによるニガウリのDUSテスト研修が実施された。研修には、メンバー国8か国から研修生56名、講師及びオブザーバーも含めると計74名が参加した。講師は、東アジア植物品種保護フォーラム検討委員会委員、農研機構種苗管理センター、ベトナム農業農村開発省、ベトナム種子協会の専門家が務めた。

イ インドネシア トウモロコシのオンラインDUSテスト研修

2021年2月24日(水)、25日(木)に、インドネシア主催でオンラインによるトウモロコシのDUSテスト研修が実施された。研修には、メンバー国6か国から研修生61名、講師及びオブザーバー、事務局も含めると計73名が参加した。講師は、CPVO、ベトナム農業農村開発省、インドネシア植物品種保護・農業許可センターの専門家が務めた。

ウ カンボジア、ミャンマー、タイにおける「UPOV TG1/3」「写真撮影マニュアル」の配布

カンボジア、ミャンマー、タイに対し、「UPOV TG1/3」及び「写真撮影マニュアル」の翻訳・印刷製本の支援を行い、必要に応じて現地語に翻訳して関係者に配布した。

エ 各国のPVP制度に関する法令等の調査・翻訳

メンバー国(ASEAN各国)のPVP制度に関する法令等の基本情報の調査を行い、日本語への翻訳を含め、必要な情報を整理し、取りまとめた。

② 地域協力活動

ア 第4回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト会合

2020年5月のWeb会議及び7月27の文書回付により、東アジア植物品種保護フォーラムの地域協力活動として第4回パイロットプロジェクト会合が開催された。会合には、日本、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ブルネイ、UPOV事務局が参加した。会合では、①出願様式、②審査協力、③新規性・命名の予備審査、④事務サービス、⑤利用料、⑥プロトタイプ構築等について意見交換が行われ、次回第5回会合は、2020年11月に開催することとされた。

イ 第5回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト会合

2020年11月23日(月)～24日(火)にオンラインで東アジア植物品種保護フォーラムの地域協力活動として第5回パイロットプロジェクト会合が開催された。会合には、日本5名、ベトナム9名、ブルネイ3名、マレーシア3名、ミャンマー2名及びUPOV事務局5名、オブザーバーとしてカンボジア5名が参加した。会合では、①プラットフォームにおける出願様式、②支払方法、③木本性植物に含める種、④名称審査、⑤審査協力、

⑥ナショナルテストガイドラインの作物別 TQ、⑦プロトタイプ開発、⑧電子署名、⑨利用規約提案、⑩プラットフォームの名称、⑪フェーズ 2 の財政支援等について意見交換が行われ、次回第 6 回会合は、2021 年 3 月に開催することとされた。

ウ 第 6 回東アジア植物品種保護フォーラム地域協力活動パイロットプロジェクト会合 2021 年 3 月 8 日（月）～10 日（水）にオンラインで東アジア植物品種保護フォーラムの地域協力活動として第 6 回パイロットプロジェクト会合が開催された。会合には、日本 5 名、ベトナム 8 名、ブルネイ 3 名、マレーシア 3 名、ミャンマー 2 名及び UPOV 事務局 5 名、オブザーバーとしてカンボジア 5 名が参加した。会合では、①参加国、e-PVP Asia サービス及び UPOV の役割と責任、②利用規約、③支払い方法、④電子署名、⑤e-PVP Asia における申請の審査、⑥名称審査、⑦申請及び登録に関する公表データ、⑧プロトタイプ 1 の開発状況、⑨参加各国に送信される申請データの言語、⑩ナショナルテストガイドラインの作物別 TQ、⑪木本性植物に含める種、⑫今後の予定等について意見交換が行われ、次回第 7 回会合は、2021 年 6 月 8 日～9 日にオンラインにて開催することとされた。

(3) ホームページの管理（別紙(3) 参照）

本会合・協力活動の実施報告、資料の掲載を行った。また、地域協力活動パイロットプロジェクト会合の活動報告と資料をメンバー国限定で共有し、オンライン DUS テスト研修の講義動画をメンバー国及び参加者限定で公開した。

(4) 検討委員会の設置と運営

事業目的に照らし、フォーラムを戦略的に展開するため、6 名の委員からなる検討委員会を設置し、11 月、12 月及び 3 月に 3 回の委員会をオンラインで開催した。

(a) 第 1 回検討委員会開催（2020 年 11 月 12 日）

第 1 回検討委員会では、令和 2 年度事業に関する概要説明を行い、本年度の事業実施計画及び事業実施方針について承認された。また EAPVP フォーラム第 13 回本会合の準備状況、各国からの協力活動案の説明を行い、コロナ禍における協力活動実施の基本方針について承認が得られた。

(b) 第 2 回検討委員会開催（2020 年 12 月 22 日）

第 2 回検討委員会では、東アジア植物品種保護フォーラム第 13 回会合、国際セミナー、今後の協力活動計画、パイロットプロジェクトの進捗状況について報告を行い、今後の協力活動の実施方針が承認された。

(c) 第 3 回検討委員会開催（2021 年 3 月 12 日）

第 3 回検討委員会では、本年度の活動報告及び評価とパイロットプロジェクト第 6 回会合について説明し、委員から助言を得た。